

東京電力ホールディングス株式会社からの報告の概要  
(11月2日14時00分までに受けたもの)

- 平成29年10月30日、福島第一原子力発電所6号機において非常用D/G 6Aを定例試験のため起動したところ、周波数の調整ができなかったことから、非常用D/G 6Aを待機除外として原因調査を実施することとした。
- 原因調査の結果、非常用D/G 6Aの回転数(周波数)を下げる操作については問題ないものの、回転数(周波数)を上げる操作ができないことが判明した。
- このため、非常用D/G 6Aの调速装置の故障と判断し、当該非常用D/Gに要求される安全機能を有していないと認められることから、本日(11月2日)11時10分に原子炉等規制法に基づく報告<sup>\*</sup>と判断した。

<sup>\*</sup>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第4号の事象

- なお、5、6号機の非常用D/Gは合計4台設置されており、非常用D/G 6A以外の3台(非常用D/G 5A、5B、6B)が待機状態にあることから、実施計画Ⅲ第2編第61条の運転上の制限<sup>\*\*</sup>は満足しており、本事象が発電所の安全性に影響を与えるものではない。また、本事象による周辺環境への放射能の影響はない。

<sup>\*\*</sup>第61条の要求(原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換時)は「2台の非常用発電設備が動作可能であること」。

- 今後詳細な調査を行うため、调速装置を事業所外に搬出し、メーカーの工場での調査を実施する予定である。

(以上)